不登第２１８号
令和５年９月７日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局
首席登記官（不動産登記担当）

地籍基本調査による基準点の測量成果の活用について（依頼）

初秋の候，ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、登記行政に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省が実施している標記調査の成果として、当局が管轄する下記地区分の送付を受け、管轄登記所に同成果を備え付け、これを公開（閲覧のみ）いたしますので、お知らせします。

つきましては、貴会所属会員の皆様にこの旨を周知いただきますとともに、基本三角点等の成果が備え付けられた地区内の土地について、分筆登記等の申請に伴い提供される地積測量図を作成する場合の調査及び測量の際には、基本三角点等の成果を利用していただきますよう周知されたく御依頼申し上げます。

記

管轄登記所　津地方法務局伊勢支局
実施地区　　伊勢市勢田町地区

※　備え付けた地域の詳細は、別添（実施地区及び測量成果の内訳）を参照願います。

実施地区及び測量成果の内訳

実施地区	測量成果の内訳			備考
	地籍基本三角点	地籍基本多角点	地籍基本細部点	
三重県伊勢市 勢田町地区	○	－	○	網図、遠点図、基本調査簿